

## 調査計画

### 1 調査の名称 (■特定一般統計調査 □その他の一般統計調査)

こどもの福祉と保健に関する状況報告

### 2 調査の目的

こどもの福祉と保健等に関する施策について、実施主体である都道府県及び市区町村における行政の実態を把握して、国及び地方公共団体の行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 (■全国 □その他)

(2) 属性的範囲 (□個人 □世帯 □事業所 □企業・法人・団体 ■地方公共団体 □その他)

都道府県、市区町村及び保健所

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

福祉関係票：139 (都道府県47、指定都市20、中核市62、特別区(児童相談所を設置するものに限る)10)

母体保護票：47 (都道府県47)

母子保健票：2,089 (令和7年4月1日現在 保健所352、市区町村1,737)

※市区町村については、中芸広域連合(高知県の奈半利町、田野町、安田町、北川村及び馬路村により構成される広域連合)を構成する5町村を除き、中芸広域連合を含む。

(2) 報告者の選定方法 (■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出)

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項(詳細は別添1の報告表一覧を参照)

福祉関係票(報告表の第1～第15)：児童福祉関係、児童扶養手当関係

母体保護票(報告表の第16、第17)：母体保護関係

母子保健票(報告表の第18～第21)：母子保健関係

[集計しない事項の有無] ■無 □有

(2) 基準となる期日又は期間

福祉関係票

半期報 ・報告表の第15：上半期 毎年度4～9月(初回は、令和7年度4～9月)

下半期 毎年度10～3月(初回は、令和7年度10～3月)

- 年度報 ・ 報告表の第9及び第10：毎年4月1日現在（初回は、令和7年4月1日現在）  
・ 報告表の第1～第8及び第11～第14：毎年度の1年間（4～3月）  
（初回は、令和7年度の1年間（4～3月））

#### 母体保護票

- 年度報 ・ 報告表の第16及び第17：毎年度の1年間（4～3月）  
（初回は、令和7年度の1年間（4～3月））

#### 母子保健票

- 年度報 ・ 報告表の第18～第21：毎年度の1年間（4～3月）  
（初回は、令和7年度の1年間（4～3月））

## 6 報告を求めるために用いる方法

### (1) 調査系統

#### 福祉関係票

- 配布：①子ども家庭庁－報告者（道府県、指定都市、中核市）  
②子ども家庭庁－報告者（東京都）－報告者（児童相談所を設置する特別区）  
収集：①報告者（道府県、指定都市、中核市（※））－民間事業者－子ども家庭庁  
②報告者（児童相談所を設置する特別区）（※）－報告者（東京都）－民間事業者－子ども家庭庁  
※児童相談所を設置する中核市のみが報告する報告表及び児童相談所を設置する特別区が報告者とならない報告表がある（詳細は別添1の報告表一覧を参照）

#### 母体保護票

- 配布：子ども家庭庁－報告者（都道府県）  
収集：報告者（都道府県）－民間事業者－子ども家庭庁

#### 母子保健票

- 配布：①子ども家庭庁－都道府県－報告者（都道府県が設置する保健所）  
②子ども家庭庁－都道府県－報告者（保健所を設置する市・特別区）  
③子ども家庭庁－都道府県－都道府県が設置する保健所－報告者（保健所を設置しない市、町村）  
④子ども家庭庁－報告者（指定都市、中核市）  
収集：①報告者（都道府県が設置する保健所）－都道府県－民間事業者－子ども家庭庁  
②報告者（保健所を設置する市・特別区）－都道府県－民間事業者－子ども家庭庁  
③報告者（保健所を設置しない市、町村）－都道府県が設置する保健所－都道府県－民間事業者－子ども家庭庁  
④報告者（指定都市、中核市）－民間事業者－子ども家庭庁

## (2) 調査方法

福祉関係票：郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）調査員調査 その他（ ）

母体保護票・母子保健票：郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）調査員調査 その他（ ）

### 〔調査方法の概要〕

福祉関係票： LGWANの電子メールサービスを利用し、調査票（エクセルワークシート）の配布及び収集を行う。配布はこども家庭庁が行い、収集（電子メールの受信）は民間事業者が行う。

母体保護票・母子保健票： 政府共同利用システムのオンライン調査システムを利用し、調査票の配布及び収集を行う。配布はこども家庭庁が行い、収集（オンライン調査システムからの調査票の回収）は民間事業者が行う。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ 半期 ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

※半期報については、月ごとの数値を公表する。

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

#### 福祉関係票

半期報 ・ 上半期：調査対象年度11月末（初回は、令和7年11月末）

・ 下半期：調査対象年度の翌年度5月末（初回は、令和8年5月末）

年度報 ・ 報告表の第9及び第10：調査対象年度5月末（初回は、令和7年5月末）

・ 報告表の第1～第8及び第11～第14：調査対象年度の翌年度6月末（初回は、令和8年6月末）

母体保護票： 調査対象年度の翌年度6月末（初回は、令和8年6月末）

母子保健票： 調査対象年度の翌年度6月末（初回は、令和8年6月末）

## 8 集計事項

別添2の「こどもの福祉と保健に関する状況報告統計表一覧」のとおり。

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別（全部公表 一部非公表 全部非公表）

半期報：全部公表



表番号	報告表	種類	基準となる期日又は期間	調査票の提出期限	公表の期日	報告表種別	報告の仕方			
							東京都	道府県	指定都市	中核市
(I 福祉関係票)										
第1	児童相談受付件数(経路別)(児童福祉法)	年度報	令和7年度の1年間	令和8年6月末	令和9年6月	△	○	○	○	△
第2	児童相談種別判定件数(年齢別)(児童福祉法)						○	○	○	△
第3	児童相談所における児童虐待相談対応件数(経路別・虐待種別・主な虐待者別・年齢別)(児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律)						○	○	○	△
第4	市町村における児童虐待相談対応件数(経路別・虐待種別・主な虐待者別・年齢別)(児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律)						○	○	○	△
第5	児童相談対応種別件数(相談種別)(児童福祉法)						○	○	○	△
第6	一時保護児童(児童福祉法)						○	○	○	△
第7	児童福祉施設・在所者(児童福祉法)						○	○	○	△
第8	助産施設・母子生活支援施設在所者(児童福祉法)						○	○	○	○
第9	保育所・在所者(4月1日現在)(児童福祉法)						○	○	○	○
第10	幼保連携型認定こども園・在所者(4月1日現在)(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)						○	○	○	○
第11	保育所及び幼保連携型認定こども園における入退所者の状況(児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)						○	○	○	○
第12	里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)(児童福祉法)						○	○	○	△
第13	里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童(児童福祉法)						○	○	○	△
第14	未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付(児童福祉法・母子保健法)						○	○	○	○
第15	児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況(児童扶養手当法)	半期報	上半期:令和7年4月から9月 下半期:令和7年10月から令和8年3月	上半期:令和7年11月末 下半期:令和8年5月末	上半期:令和8年1月 下半期:令和8年7月	○	○	○	○	
(II 母体保護票)										
第16	不妊手術(母体保護法)	年度報	令和7年度の1年間	令和8年6月末	令和9年6月	△	○	○		
第17	人工妊娠中絶(母体保護法)						○	○		
(III 母子保健票)										
第18	母子保健(妊娠の届出)(母子保健法)	年度報	令和7年度の1年間	令和8年6月末	令和9年6月	2	○	○		○
第19	母子保健(健康診査)(母子保健法)					3	○		○	
						2	○	○		○
第20	母子保健(保健指導)(母子保健法)					3	○		○	
						1	○	○		
						2	○	○		○
第21	母子保健(訪問指導)(母子保健法)					3	○		○	
						1	○	○		
						2	○	○		○
		3	○		○					

【報告の仕方のマークについて】

マーク	報告の仕方
○	該当の報告表を報告する。
△	児童相談所を設置する中核市のみ報告する。
区	児童相談所を設置する特別区毎に報告する。
児	児童相談所毎に報告する。
保	保健所毎に報告する。
市	市町村毎に報告する。
特	特別区毎に報告する。

【報告表種別について】

種別	報告の対象
1	都道府県が設置する保健所
2	政令市(特別区)以外の市町村
3	政令市(特別区)

## こどもの福祉と保健に関する状況報告 統計表一覧

## 【福祉関係票】

## 児童福祉関係

年度報（注：報告表の第9及び第10に係る統計表については、公表時期が異なるため、表番号に下線を付している。）

第1表	児童相談所における児童相談受付件数，児童相談受付の種類×都道府県－指定都市－中核市－特別区×経路別
第2表	市町村における児童相談受付件数，児童相談受付の種類×都道府県－指定都市－中核市－特別区×経路別
第3表	児童相談所における児童相談種別判定件数，年齢×相談の種類別
第4表	市町村における児童相談種別判定件数，年齢×相談の種類別
第5表	児童相談所における児童相談種別判定件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×相談の種類別
第6表	市町村における児童相談種別判定件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×相談の種類別
第7表	児童相談所及び市町村における児童虐待相談の対応及び未対応件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区別
第8表	児童相談所における児童虐待相談の対応件数，児童虐待相談の相談種別×児童虐待相談の経路別
第9表	児童相談所における児童虐待相談の対応件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×児童虐待相談の経路別
第10表	児童相談所における児童虐待相談の対応件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×児童虐待相談の相談種別×児童虐待相談の経路別
第11表	児童相談所における児童虐待相談の対応件数，性×児童虐待相談の相談種別×主な虐待者別
第12表	児童相談所における児童虐待相談の対応件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×主な虐待者別
第13表	児童相談所における児童虐待相談の対応件数，性×被虐待者の年齢×相談種別別
第14表	児童相談所における児童虐待相談の対応件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×相談種別別
第15表	児童相談所における児童虐待相談の対応件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×被虐待者の年齢別
第16表	市町村における児童虐待相談の対応件数，児童虐待相談の相談種別×児童虐待相談の経路別
第17表	市町村における児童虐待相談の対応件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×児童虐待相談の経路別
第18表	市町村における児童虐待相談の対応件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×児童虐待相談の相談種別×児童虐待相談の経路別
第19表	市町村における児童虐待相談の対応件数，性×児童虐待相談の相談種別×主な虐待者別
第20表	市町村における児童虐待相談の対応件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×主な虐待者別
第21表	市町村における児童虐待相談の対応件数，性×被虐待者の年齢×相談種別別
第22表	市町村における児童虐待相談の対応件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×相談種別別
第23表	市町村における児童虐待相談の対応件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×被虐待者の年齢別
第24表	児童相談所における児童相談対応件数及び未対応件数，相談の種類×対応の種類別
第25表	市町村における児童相談対応件数及び未対応件数，相談の種類×対応の種類別
第26表	児童相談所における児童相談対応件数及び未対応件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×対応の種類別

第27表	市町村における児童相談対応件数及び未対応件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×対応の種類別
第28表	児童相談所における児童相談対応件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×相談の種類別
第29表	市町村における児童相談対応件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×相談の種類別
第30表	児童相談所における児童虐待防止法関係対応件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区別
第31表	児童相談所における親権・後見人関係請求件数、承認件数、却下件数、取下げ件数及び報告の件数
第32表	児童相談所における親権・後見人関係請求件数、承認件数、却下件数、取下げ件数及び報告の件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区別
第33表	市町村における児童虐待防止法関係対応件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区別
第34表	市町村における親権関係件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区別
第35表	児童相談所における一時保護施設保護児童の受付件数及び対応件数，相談の種類×年齢階級・対応の種類別
第36表	児童相談所における委託一時保護児童の委託件数、委託解除件数及び対応件数，相談の種類×年齢階級・委託解除の種類・対応の種類別
第37表	児童相談所における一時保護施設保護児童の受付件数及び対応件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×年齢階級・対応の種類別
第38表	児童相談所における委託一時保護児童の委託件数、委託解除件数及び対応件数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×年齢階級・委託解除の種類・対応の種類別
第39表	児童福祉施設の施設数、定員、入所人員、退所人員及び年度末在籍人員，施設の種類、公立－私立別
第40表	児童福祉施設（助産施設及び母子生活支援施設を除く）の年度末在籍人員，施設の種類、公立－私立×年齢別
第41表	児童福祉施設（助産施設及び母子生活支援施設を除く）の施設数、定員及び在籍人員，都道府県－指定都市－中核市－特別区×施設の種類の別
第42表	助産施設・母子生活支援施設の施設数、定員及び在籍人員，都道府県－指定都市－中核市×施設の種類の別
<u>第43表</u>	保育所の施設数、定員、在籍人員及び障害児保育のための加配職員数，都道府県－指定都市－中核市×公立－私立別
<u>第44表</u>	保育所の在籍人員（措置人員及び私的契約人員を除く），都道府県－指定都市－中核市×年齢階級×公立－私立別
第45表	保育所の入所人員、退所人員及び年度末在籍人員，都道府県－指定都市－中核市×公立－私立別
<u>第46表</u>	幼保連携型認定こども園の施設数、定員、在籍人員及び障害児保育のための加配職員数，都道府県－指定都市－中核市×公立－私立別
<u>第47表</u>	幼保連携型認定こども園の在籍人員（措置人員及び私的契約人員を除く），都道府県－指定都市－中核市×年齢階級×公立－私立別
第48表	幼保連携型認定こども園の入所人員、退所人員及び年度末在籍人員，都道府県－指定都市－中核市×公立－私立別
第49表	里親数，里親の種類×新規－取消別
第50表	里親数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×新規－取消別
第51表	里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託された児童数，里親の種類×解除の理由－変更別
第52表	里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童数，里親の種類、年齢別
第53表	里親に委託されている児童数，都道府県－指定都市－中核市－特別区×年齢別

第54表	里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託された児童数，里親の種類、都道府県－指定都市－中核市－特別区×解除の理由－変更別
第55表	里親数及び里親に委託されている児童数，都道府県－指定都市－中核市－特別区別
第56表	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の事業所数、定員、入所人員、退所人員、年度末在籍人員及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童数，都道府県－指定都市－中核市－特別区別
第57表	未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付の給付件数、費用額、診療実日数及び支払決定実人員，養育医療－療育の給付別
第58表	未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付の給付件数、費用額、診療実日数及び支払決定実人員，都道府県－指定都市－中核市別
第59表	児童扶養手当の認定請求処理件数及び現況届受付件数，都道府県－指定都市－中核市別
第60表	児童扶養手当受給資格者数，支給対象者・都道府県－指定都市－中核市×異動状況別
第61表	児童扶養手当受給者数，支給対象者・都道府県－指定都市－中核市×世帯類型・対象児童との続柄・手当の支給類型・受給対象児童数・公的年金の受給別
第62表	児童扶養手当受給者数，都道府県－指定都市－中核市×支給類型の変更・18歳の初めの年度末を超える児童数・支給停止者数別
第63表	5年等満了月を迎えた児童扶養手当受給資格者数（養育者を除く），都道府県－指定都市－中核市×異動状況別

## 半期報（概数）

表 1	児童扶養手当受給者の状況（各月末現在）
表 2	児童扶養手当支給対象者別の状況（各月間）
表 3	児童扶養手当支給対象者別の状況（各月末現在）
都道府県別統計表	児童扶養手当受給者の状況

## 【母体保護票】

### 母体保護

第 1 表	不妊手術件数，年齢階級・性・事由別
第 2 表	不妊手術件数，性・事由・都道府県別
第 3 表	不妊手術件数，年齢階級・都道府県・性別
第 4 表	人工妊娠中絶件数，年齢階級・妊娠週数・事由別
第 5 表	人工妊娠中絶件数，事由・都道府県別
第 6 表	人工妊娠中絶件数、投薬件数，年齢階級・都道府県別
第 7 表	人工妊娠中絶実施率（女子人口千対）、投薬実施率，年齢階級・都道府県別
第 8 表	人工妊娠中絶件数、投薬件数，妊娠週数・都道府県別

## 【母子保健票】

### 母子保健

#### （総括編）

第 1 表	保健所及び市区町村が実施した妊産婦及び乳幼児等保健指導の被指導実人員－延人員・健診の事後指導実人員・電話相談延人員，都道府県－指定都市・特別区－中核市－その他政令市、対象区分別
-------	--

第2表 保健所及び市区町村が実施した妊産婦及び乳幼児等訪問指導の被指導実人員一延人員・医療機関等へ委託した被指導実人員一延人員，都道府県一指定都市・特別区一中核市一その他政令市、対象区分別

### (保健所編)

第1表 政令市及び特別区の設置する保健所が実施した妊産婦及び乳幼児の健康診査受診実人員一延人員・医療機関等へ委託した受診実人員一延人員，指定都市・特別区一中核市一その他政令市、健康診査の種類、対象区分別

第2表 政令市及び特別区の設置する保健所が実施した妊産婦及び乳幼児の健康診査受診実人員一延人員・医療機関等へ委託した受診実人員一延人員，保健所、健康診査の種類、対象区分別

第3表一1 政令市及び特別区の設置する保健所が実施した乳児の健康診査受診結果別人員・医療機関等へ委託した受診結果別人員，指定都市・特別区一中核市一その他政令市、対象区分別（乳児1～2か月・乳児3～5か月）

第3表一2 政令市及び特別区の設置する保健所が実施した乳児の健康診査受診結果別人員・医療機関等へ委託した受診結果別人員，指定都市・特別区一中核市一その他政令市、対象区分別（乳児6～8か月・乳児9～12か月）

第3表一3 政令市及び特別区の設置する保健所が実施した幼児の健康診査受診結果別人員・医療機関等へ委託した受診結果別人員，指定都市・特別区一中核市一その他政令市、対象区分別（幼児1歳6か月・幼児3歳）

第3表一4 政令市及び特別区の設置する保健所が実施した幼児の健康診査受診結果別人員・医療機関等へ委託した受診結果別人員，指定都市・特別区一中核市一その他政令市、対象区分別（幼児4～6歳・幼児その他）

第4表一1 政令市及び特別区の設置する保健所が実施した乳児の健康診査受診結果別人員・医療機関等へ委託した受診結果別人員，保健所、対象区分別（乳児1～2か月・乳児3～5か月）

第4表一2 政令市及び特別区の設置する保健所が実施した乳児の健康診査受診結果別人員・医療機関等へ委託した受診結果別人員，保健所、対象区分別（乳児6～8か月・乳児9～12か月）

第4表一3 政令市及び特別区の設置する保健所が実施した幼児の健康診査受診結果別人員・医療機関等へ委託した受診結果別人員，保健所、対象区分別（幼児1歳6か月・幼児3歳）

第4表一4 政令市及び特別区の設置する保健所が実施した幼児の健康診査受診結果別人員・医療機関等へ委託した受診結果別人員，保健所、対象区分別（幼児4～6歳・幼児その他）

第5表 保健所が実施した妊産婦及び乳幼児等保健指導の被指導実人員一延人員・健診の事後指導実人員・電話相談延人員，都道府県一指定都市・特別区一中核市一その他政令市、対象区分別

第6表 保健所が実施した妊産婦及び乳幼児等保健指導の被指導実人員一延人員・健診の事後指導実人員・電話相談延人員，保健所、対象区分別

第7表 保健所が実施した妊産婦及び乳幼児等訪問指導の被指導実人員一延人員・医療機関等へ委託した被指導実人員一延人員・乳児家庭全戸訪問事業を併せて実施した被指導実人員，都道府県一指定都市・特別区一中核市一その他政令市、対象区分別

第8表 保健所が実施した妊産婦及び乳幼児等訪問指導の被指導実人員一延人員・医療機関等へ委託した被指導実人員一延人員・乳児家庭全戸訪問事業を併せて実施した被指導実人員，保健所、対象区分別

### (市区町村編)

第1表 市区町村への妊娠届出者数，都道府県一指定都市・特別区一中核市一その他政令市、妊娠週（月）数別

第2表 市区町村への妊娠届出者数，市区町村、妊娠週（月）数別

- 第3表 市区町村が実施した妊産婦及び乳幼児の健康診査受診実人員一延人員・医療機関等へ委託した受診実人員一延人員，都道府県－指定都市・特別区－中核市－その他政令市、対象区分別
- 第4表 市区町村が実施した妊産婦及び乳幼児の健康診査受診実人員一延人員・医療機関等へ委託した受診実人員一延人員，市区町村、対象区分別
- 第5－1表 市区町村が実施した乳児の健康診査受診結果別人員・医療機関等へ委託した受診結果別人員，都道府県－指定都市・特別区－中核市－その他政令市、対象区分別（乳児1～2か月・乳児3～5か月）
- 第5－2表 市区町村が実施した乳児の健康診査受診結果別人員・医療機関等へ委託した受診結果別人員，都道府県－指定都市・特別区－中核市－その他政令市、対象区分別（乳児6～8か月・乳児9～12か月）
- 第5－3表 市区町村が実施した幼児の健康診査受診結果別人員・医療機関等へ委託した受診結果別人員，都道府県－指定都市・特別区－中核市－その他政令市、対象区分別（幼児1歳6か月・幼児3歳）
- 第5－4表 市区町村が実施した幼児の健康診査受診結果別人員・医療機関等へ委託した受診結果別人員，都道府県－指定都市・特別区－中核市－その他政令市、対象区分別（幼児4～6歳・幼児その他）
- 第6－1表 市区町村が実施した乳児の健康診査受診結果別人員・医療機関等へ委託した受診結果別人員，市区町村、対象区分別（乳児1～2か月・乳児3～5か月）
- 第6－2表 市区町村が実施した乳児の健康診査受診結果別人員・医療機関等へ委託した受診結果別人員，市区町村、対象区分別（乳児6～8か月・乳児9～12か月）
- 第6－3表 市区町村が実施した幼児の健康診査受診結果別人員・医療機関等へ委託した受診結果別人員，市区町村、対象区分別（幼児1歳6か月・幼児3歳）
- 第6－4表 市区町村が実施した幼児の健康診査受診結果別人員・医療機関等へ委託した受診結果別人員，市区町村、対象区分別（幼児4～6歳・幼児その他）
- 第7表 市区町村が実施した妊産婦及び乳幼児等保健指導の被指導実人員一延人員・健診の事後指導実人員・電話相談延人員，都道府県－指定都市・特別区－中核市－その他政令市、対象区分別
- 第8表 市区町村が実施した妊産婦及び乳幼児等保健指導の被指導実人員一延人員・健診の事後指導実人員・電話相談延人員，市区町村、対象区分別
- 第9表 市区町村が実施した妊産婦及び乳幼児等訪問指導の被指導実人員一延人員・医療機関等へ委託した被指導実人員一延人員・乳児家庭全戸訪問事業を併せて実施した被指導実人員，都道府県－指定都市・特別区－中核市－その他政令市、対象区分別
- 第10表 市区町村が実施した妊産婦及び乳幼児等訪問指導の被指導実人員一延人員・医療機関等へ委託した被指導実人員一延人員・乳児家庭全戸訪問事業を併せて実施した被指導実人員，市区町村、対象区分別